

について」に対する助言と事業者の対応方針

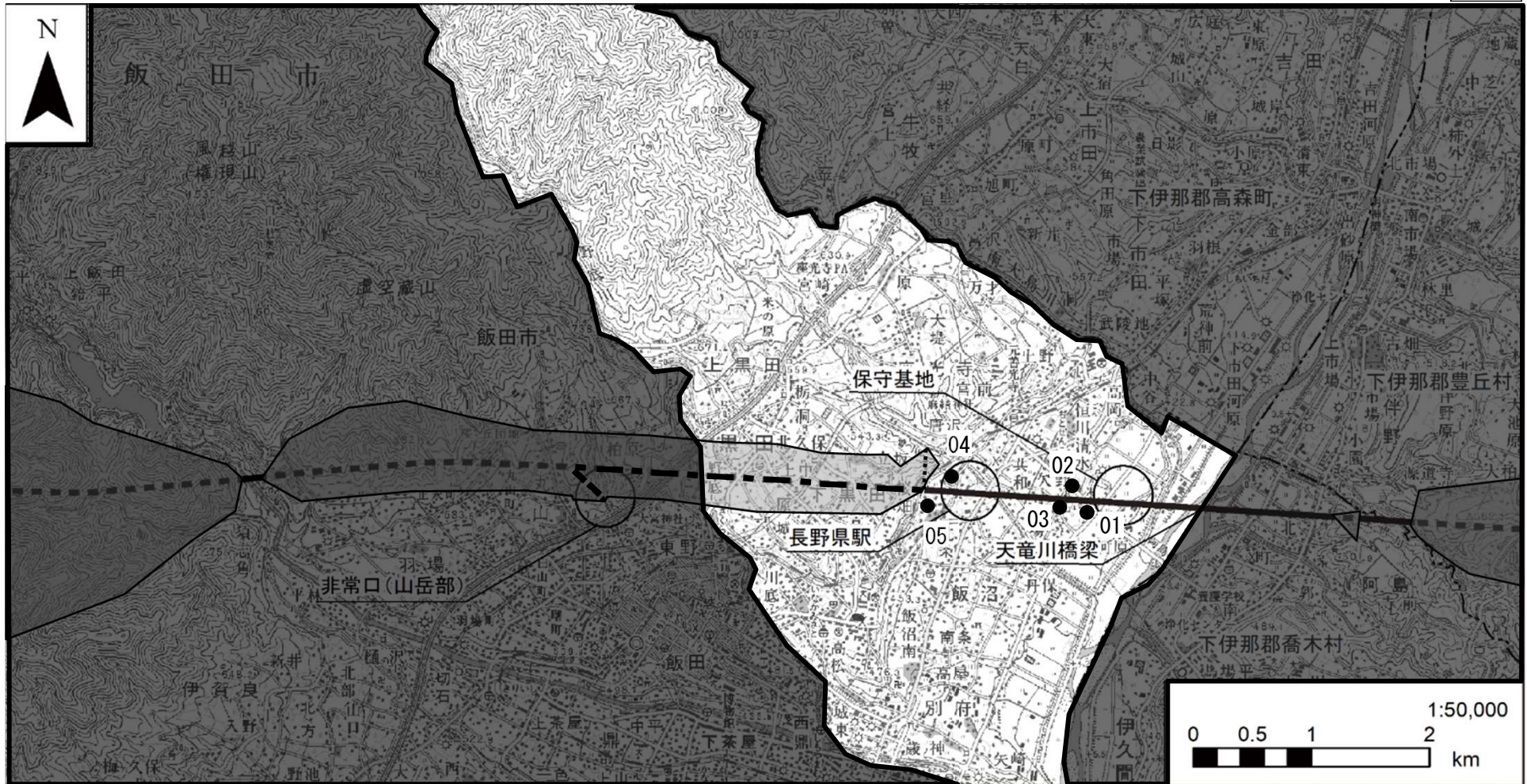
長野県からの助言	事業者の対応方針
<p><b>1 全般</b>                      (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、関係機関や地域住民等との連絡、調整及び協議を引き続き丁寧に行い、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。また、現況を大きく悪化させないように、必要に応じて、追加の環境保全措置及びモニタリングを検討すること。</p>	<p>これまでも申し上げてきたとおり、工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「中央新幹線風越山トンネル新設（上郷工区）工事における環境保全について」（以下「環境保全について」）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境及び自然環境への影響を事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減するべく努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置及びモニタリングを検討します。</p>
<p>(2) 工事や環境保全措置の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果、工事概要等を積極的に公表するとともに、地元自治体及び地域住民に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>本事業における他の工事同様、工事の概要や施工状況について、関係する地区で開催する説明会や回覧等を通じ、適宜周知します。                      また、環境保全措置の実施状況やモニタリングの結果等は、他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。                      引き続き、地元自治体や地域住民の方々への丁寧な説明に努めます。</p>
<p><b>2 大気質、騒音、振動</b>                      (1) 作業用トンネル掘削工については、特に夜間の騒音・振動対策を確実にを行い、地域住民の生活環境に影響が生じないように努めること。また、工事施工ヤードで行う騒音・振動等の日々の簡易計測の結果の公表について検討すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載のとおり、低騒音型建設機械の採用や工事施工ヤード周囲への仮囲い設置などにより、地域住民の方々の生活環境への影響を事業者として実行可能な範囲内で低減するべく努めます。また、工事施工ヤードで行う騒音・振動の簡易計測の結果は、現地にてモニターに表示することで、地域住民の方々がいつでもご覧になれるようにしているものです。計測結果も踏まえつつ、「環境保全について」に記載のとおり、騒音・振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で出来る限り低減するべく努めます。</p>
<p>(2) 工事による改変範囲が住居等に隣接していることから、大気質、騒音、振動について想定される影響の程度、環境保全措置の内容や期待される効果をより具体的に記載するとともに、地域住民に対して丁寧に説明すること。</p>	<p>工事の実施及び工事用車両の運行に係る大気質、騒音、振動の影響の程度については、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】平成26年8月」（以下「評価書」）において予測を行い、基準又は目標との整合が図られていると評価しました。                      また、環境保全措置の具体的な内容や期待される効果は、「環境保全について」に記載のとおりであり、工事説明会等を通じ、地域住民の方々にご説明しています。引き続き、地域住民の方々にご理解を深めていただけるよう、丁寧にご説明していきます。</p>
<p><b>3 水環境</b>                      (1) 周辺井戸の調査結果等から推定される地下水の流向について、井戸の諸元、位置、水位等の調査結果と共に記載すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点においてこれまでに実施した地下水位の測定結果や、周辺の地形、河川の流下方向、地質調査の結果等から、地下水の流向は概ね南東方向であると想定されます。                      また、井戸の諸元、位置、水位等の調査結果については、権利関係者や関係機関等と調整のうえ、必要に応じて、県へ報告します。</p>

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(2) 掘削工事及び地下構造物の設置による地下水への影響を的確に把握するため、地下水の流向の下流に位置する駅舎予定地の南側にも調査地点を設置すること。また、自記水位計による連続測定の実施を検討した上で、その結果をモニタリングの実施計画へ反映すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点は、「飯田市（野底川以東）における水資源に係る具体的な調査の計画について（令和2年12月）」（以下「調査の計画について」）において、水位の計測が可能かつ計画路線に最寄りの地点を路線の両側に配置することで対象工事の影響を把握できるよう選定した地点であり、令和2年度第6回長野県環境影響評価技術委員会にてご審議いただき、県助言に対する事業者の対応方針をご回答しています。</p> <p>この「調査の計画について」では、別紙のとおり、今回「環境保全について」でお示しした2箇所の水資源のモニタリング地点の外にも、より東側のエリアで3地点を選定しています。今後、長野県駅（仮称）新設工事における高架橋等に係る工事計画の深度化も踏まえつつ、これらも含め、適切な地点を選定します。</p> <p>また、「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点においては、令和3年度から自記水位計による連続測定を実施しています。今後も引き続き測定結果を確認していくとともに、必要により、その結果を工事やモニタリング地点等の計画に反映します。</p>
<p>(3) 水質及び水資源のモニタリングについて、自然由来の重金属等とは具体的にどのような項目なのか記載すること。また、土壤汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とはどのような場合か具体的に記載すること。</p>	<p>「評価書（資料編）」や「調査の計画について」等に記載のとおり、水質及び水資源のモニタリングにおける自然由来の重金属等の調査項目は、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素及びほう素です。</p> <p>また、水資源のモニタリングにおける、土壤汚染対策法（以下、土対法）に定める基準との差が小さい場合とは、土壤の調査における調査結果の値（土壤溶出量）が土対法の基準の80%を超えた場合を指します。</p>
<p>(4) 工事排水及び工事排水のうちトンネル湧水の測定については、いずれも環境保全措置とモニタリングに記載があるが、いずれに該当する測定なのかを明らかにするとともに、それぞれの測定項目及び測定頻度を具体的に記載すること。また、発生土及びトンネル湧水の測定項目等を踏まえて、土壤汚染対策法に定める基準との差が小さい場合等における、工事排水の監視及び処理の内容を検討し、その場合の測定項目や測定頻度を含めて具体的に記載すること。</p>	<p>工事排水及び工事排水のうちトンネル湧水の測定については、「環境保全について」に記載のとおり、環境保全措置として採用し、工事管理の一環として実施します。</p> <p>工事施工ヤードからの工事排水の測定項目及び測定頻度は、濁水処理設備による処理後に排水する場合、「環境保全について」に記載のとおり、浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH）を1回/日を基本に測定するとともに、水温についても確認します。また、仮設沈砂池で沈砂後に排水する場合は、上記の測定項目を、排水の都度測定します。</p> <p>工事排水のうちトンネル湧水については、上記の測定項目に加え、自然由来の重金属等の有無を通常1回/月の頻度で確認します。加えて、発生土の自然由来の重金属等の調査において土対法に定める土壤溶出量基準を超えた場合等には、上記のトンネル湧水の測定頻度を増やすなどの対応を行い、発生土とトンネル湧水の相互のデータを確認していきます。</p>

「中央新幹線風越山トンネル新設（上郷工区）工事における環境保全  
について」に対する助言と事業者の対応方針

別紙2

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(5) 工事施工ヤード（土曾川）からの排水による水質への影響を懸念する声があることから、環境保全措置を確実に実施し、影響を回避又は最大限低減すること。また、事業による水の濁りが認められた場合には、早急に対応するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>工事施工ヤード（土曾川）からの排水に際しては、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業者として実行可能な範囲内で水質への影響を低減するべく努めます。また必要に応じ、追加の環境保全措置を検討します。</p>
<p>(6) 工事の実施に伴う水資源への影響について、河川管理者等の関係機関や漁業権を管理する下伊那漁業協同組合に対し、事前説明や状況報告等を丁寧に行うこと。</p>	<p>河川管理者や下伊那漁業協同組合に対しては、これまでに工事計画等をご説明し、ご理解を得ています。今後も必要により、関係機関へ工事計画や施工状況について丁寧にご説明しながら、工事を進めていきます。</p>
<p><b>4 その他</b> (1) 工事用車両が通行する道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を講じること。</p>	<p>工事用車両が運行する公衆用道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、今後も引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整を行い、必要な対策を講じていきます。</p>
<p>(2) 今後予定されている本線トンネル掘削工に係る環境保全の計画については、本工事及び長野県駅（仮称）新設工事における環境保全措置の効果やモニタリングの結果を踏まえ、一連の工事全体で住民の生活環境への影響等を回避又は最大限低減するよう、適切な工事内容及び環境保全措置を検討すること。 併せて、本線トンネルが集落の下を通ることから、一連の工事の全体像を明らかにした上で、想定される環境影響の程度や範囲について地域住民に丁寧に説明し、事業による環境影響に関する不安の解消に努めること。</p>	<p>風越山トンネル（上郷工区）の本線トンネル掘削工に係る環境保全の計画の策定に際しては、本工事及び長野県駅（仮称）新設工事における環境保全措置の効果やモニタリングの結果も踏まえ、地域住民の方々の生活環境への影響を事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減するべく適切な工事計画及び環境保全措置を検討します。 また、引き続き、工事説明会等を通じ、関係機関及び地域住民の方々に工事計画や環境保全措置等についてご理解を深めていただけるよう、分かりやすく丁寧なご説明に努めます。</p>



凡例

- 計画路線（地上部）
- 計画路線（山岳トンネル部）
- 計画路線（シールドトンネル部）
- - - 市町村境
- 予測検討範囲
- 非常口（トンネル部）
- 他町村並びに飯田市野底川以西の範囲
- ..... 作業用トンネル
- 地下水の水位・自然由来の重金属等（縦井戸）

図1 水資源モニタリング地点

「調査の計画について」P.4に加筆

地点04, 05 : 「環境保全について」で示した2地点  
 地点01, 02, 03 : 「環境保全について」で示した地点より東側で選定している3地点